

公共施設等 L E D 化事業 実施方針

令和 7 年 1 0 月 8 日

中能登町

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1) 事業内容に関する事項	1
2) 特定事業の選定方法等に関する事項	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1) 募集要項	7
2) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方	7
3) 各種業務に関する要求水準	7
4) 募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）	7
5) 募集要項等に対する質問・回答	8
6) 参加資格要件	8
7) 提案審査及び選定に関する事項	10
8) 契約に関する基本的な考え方	11
9) 提案書類の取扱い	11
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1) 予想されるリスクと責任分担	12
2) 事業実施のモニタリング	12
4. 公共施設等の種別並びに規模等に関する事項	14
5. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
1) 基本的な考え方	15
2) 紛争の際の裁判所に関する事項	15
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1) 本事業の継続に関する基本的な考え方	16
2) 本事業の継続が困難になった場合の措置	16
3) 金融機関等と中能登町との協議	16
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	17
2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	17
3) その他の支援に関する事項	17
8. その他特定事業に関し必要な事項	18
1) 予算措置等	18
2) 情報公開及び情報提供	18
3) 問合せ先	18

中能登町は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、公共施設LED化事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針について公表する。

令和7年10月8日

中能登町長 宮下 為幸

1. 特定事業の選定に関する事項

1) 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

公共施設等LED化事業

(2) 公共施設の種類等

予定更新・維持管理対象 98施設 19, 312台

・施設の種類の、別紙-1 を参照

(3) 公共施設の管理者の名称

中能登町長 宮下 為幸

(4) 事業の目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯及び一般蛍光灯等の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

本町においても、「中能登町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和7年3月に改正、令和12（2030）年度における温室効果ガスの排出量を平成28（2016）年度比で55%削減という野心的な目標を掲げ、具体的な取り組みとして、町有公共施設を対象として包括LED化を行うことを目的とした地域活性化型脱炭素事業（ローカルPFI）事業により、省エネルギー化の推進を図ることを挙げている。地域の民間事業者及び住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高める狙いもある。

本事業は、既設照明施設のLED化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカルPFI」等の主旨に沿った事業とすることにより、中能登町内の地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的とする。また、本事業は令和7年6月に中能登町が表明した2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「中能登町ゼロカーボンシティ表明」に資する事業と位置付けるものである。

（５）事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI 法という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき町が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって遂行する、BT0 方式（Build Transfer and Operate）により実施する。また、内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改訂版）」における「ローカル PFI」に沿うものとする。

（６）業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 調査業務

ア 現地調査

- ・既設照明灯の位置の調査（所在地等設備管理上必要となる各種情報の調査）
- ・既設照明灯の設備の調査（灯具の種類、防犯灯・道路灯の支柱の劣化状況確認等の設備内容調査）

イ 電力契約照合等

- ・既設照明灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ・電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合

② 照明灯管理システムの構築・データ更新

ア 照明灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる管理システムの構築

イ 事業期間中に町が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わるデータのシステムへの反映及び地図データの定期更新等の作業

ウ イにより作成された最新の管理システムデータの報告及び納入については、事業期間中、毎年度行うものとする。なお、報告は、電子的媒体（CD-ROM 等）でも可とする。

③ 設計・施工計画・施工管理業務

ア LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理

イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理

④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

ア 関係諸官庁の指導及び関係法令等を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施すること

イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品項目ごとの適切なリサイクル方法にもとづき実施すること

⑤ 維持管理業務

- ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。
- イ 事業者は、照明灯に関する町からの移動連絡（新設・撤去・移設等）を受け付け、これに基づき管理システムデータを更新する。また、アの修繕結果についても同様とする。
- ウ 本事業以前に設置した既設の LED 設備についても、管理システムに反映し、契約終了まで同様に維持管理を行う。
- エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前 9 時から午後 5 時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。
- オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則 3 日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は町が負担することとする。
 - a 事業者が費用を負担する場合
 - 1) 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害
 - 2) 設備の製品としての不具合による故障
 - b 町が費用を負担する場合
 - 1) 町又は清掃など町の依頼による作業者の責による損害
 - 2) 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
 - 3) 戦争・暴動・変乱による損害
 - 4) その他、a 以外で、事業者の責に因らない損害
- カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については町と協議の上、定める。

⑥ 事業検証報告

- ア 事業者は、提案により示した光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を町に提示する。
- イ 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度町に報告し、町は当該報告の内容を確認する。

(7) 町の支払に関する事項

町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）を事業者に対して支払う。

町が事業者を支払うサービス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

町は、事業者を提供するサービス購入費については、毎年度、1回支払うことを基本とする。

(8) 事業スケジュール

① 契約の締結時期

本事業のスケジュールは、概ね下記のとおりとする。本事業の実施にあたっては、整備期間は最長令和10年3月までとし、その後の10年間を維持管理期間と想定する。したがって、事業期間は、契約締結日から令和20年3月までを最長とする。ただし、事業者の提案による工期短縮は可能とする。

業務内容		想定スケジュール
事業契約締結		令和8年3月
整備期間	調査・設計業務	令和8年3月～令和10年3月
	施工期間業務	
維持管理期間	維持管理業務	令和10年4月～令和20年3月

② 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、維持管理業務について町に引き継ぎを行うこと。

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法その他、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ① 地方自治法
- ② 建築基準法
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ④ 建設業法
- ⑤ 労働安全衛生法
- ⑥ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律
- ⑨ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑩ その他建築関係資格法・業法・労働関係法
- ⑪ その他慣例法令、条例等

その他、関係する町条例及び関係法令についても遵守する。なお、上記、関係法令等以外にも要求水準書(案)に記載されている適用基準等についても、事業者自らの責任において、その齟齬等の有無や内容を精査の上、本事業を実施しなければならない。

(10) 実施方針等に関する説明会、サウンディング等

以下のとおり、民間事業者の参入促進を促すため、実施方針に係る説明会及びサウンディングを開催する。参加については、1 者につき 2 名までとし、参加事業者が多い場合には開催場所を変更することもある。なお、当日、実施方針等の資料は配布しない。

【説明会】

開催日時 : 令和 7 年 10 月 17 日 (金) 13 時半から

開催場所 : 中能登町行政サービス庁舎 3 階 303 会議室

申込先 : 生活環境課

申込方法 : 町ホームページより「サウンディング参加申込書(様式 1)」を入手し、必要事項を記載のうえ、申込先に提出すること。メールタイトルは「公共施設等 LED 化事業サウンディング」とする。なお、申込方法以外の事業内容に係わる内容等についての電話対応は一切受け付けない。

(11) 実施方針等に関する意見・質問受付、回答公表

令和 7 年 10 月 15 日 (水) 17 時まで、実施方針等に対する質問を受け付ける。

実施方針等に記載の内容に関して質問がある場合は、質問書(様式 2)に記入の上、問合せ先に記載の電子メール宛に提出すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 7 年 10 月 22 日 (水) までに町ホームページで公表する。

(12) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・質問等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、町ホームページで公表する。

2) 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

町は、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」、および「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 5 年度改訂版)」に示すローカル PFI の枠組みや、民間事業者の意見などを踏まえ、町自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に当該公共サービスが提供されると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

（２）特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、令和 7 年 11 月 4 日を目途に町ホームページで公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1) 募集要項

特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る民間事業者の選定を行う旨、特定事業の選定結果公表と同時に公告するとともに町ホームページに掲載する。

2) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、民間事業者の選定に当たっては、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、町が要求する要求水準を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

3) 各種業務に関する要求水準

本事業の対象となる設計、施工及び維持管理業務に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、募集公告時に公表する要求水準書に提示する。

4) 募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）

募集及び選定に当たっての手順及びスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

(予定)	内容
令和7年11月4日	特定事業の選定・公表
	募集公告、募集要項等の公表
令和7年11月7日	募集要項等に関する質問受付期限
令和7年11月7日	募集要項等に関する質問・回答公表
令和7年11月10日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和7年11月11日	資格審査結果の通知
令和7年11月11日	事業提案書等の受付開始
令和7年11月25日	事業提案書等の受付期限
令和7年12月2日	審査
令和7年12月下旬	優先交渉者の決定及び公表
令和7年12月下旬	基本協定書締結
令和8年1月中旬	合意書（仮契約）締結
令和8年2月上旬	本契約締結

5) 募集要項等に対する質問・回答

募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事、その他競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項において示す。

6) 参加資格要件

(1) 参加者の定義

- ① 原則、コンソーシアム（複数の事業者の共同体）での参加とする。
- ② コンソーシアムの構成において、中能登町内若しくは石川県内隣接市町に本店また本社機能を置く事業者を代表者として選定（代表事業者）し、その代表事業者が町との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加表明時は、コンソーシアムの構成員全てを明らかにし各々の役割分担を明確にすること。構成員は代表事業者、構成事業者、協力事業者からなる。
- ④ 構成員には、過去5年以内に石川県内公共施設において照明設備関連の受託実績を有する中能登町内または石川県内に本店または本社機能を置く事業者を1者以上参画させること。
- ⑤ 基本協定締結後は、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社（SPC）を町内に設立すること。特別目的会社（SPC）の出資者は代表事業者および構成事業者とする。
- ⑥ 構成事業者のうち、施工役割を担う全者が令和7・8・9年度中能登町入札参加資格者であることとする。
- ⑦ その他軽微な業務に関する事業者の選定に当たっては、地元事業者を積極的・優先的に選定すること。

(2) 参加資格要件

- ① 構成事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者を1者以上選任すること。また、構成事業者は、建設業法第26条に基づき、監理技術者を選任すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 提出日までに納期限の到来した町税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税をいう。）を滞納していないこと。
- ④ 募集要項の参加表明書提出日（以下「提出日」という。）から本業務の実施者が特定されるまでの間、「中能登町入札参加者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- ⑤ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑥ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑦ 選定委員会の委員が属する組織、事業者又はその組織において関連がある者でないこと。
- ⑧ プロポーザル参加コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムに参加しない旨を記載した合意書を取り交わし、提出すること。

（3）参加者の役割

参加者は、各構成事業者及び協力事業者が次の役割を分担するものとする。

ア 事業役割・町の対応窓口となり契約諸手続を行い、遂行の責を負う。

イ 設計役割・設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。

ウ 施工役割・施工・施工管理に関する業務を全て実施すること。

エ 維持管理役割・設備の修繕に関する業務を全て実施すること。

オ その他役割…上記アからエまで以外の、金融、照明等管理システム構築及びデータ更新管理、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証、その他照明灯設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

（4）応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 町からの提出書類の取扱い

町が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。

また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

⑥ 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 構成員の変更の禁止

原則、応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町との協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りでない。

⑧ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

⑨ 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

7) 提案審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

本事業の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、事業者の選定にあたっては、提案の審査を厳正かつ公平に行うため、公共施設等 LED 化事業 事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）における審議を経て優先交渉事業者を選定する。選定委員の構成は、募集公告時に公表するものとする。

(2) 審査方法

選定委員会において提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価、最も評価が高い事業者を優先交渉者とする。また、2 番目に評価が高い事業者を次点交渉権者とする。なお、本選定委員会は非公開とし、審査及び選定基準については、募集要項公表時に提示する。

(3) 結果の公表

町は、事業者を決定した場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を町のホームページにより公表する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、選定事業者が無い、あるいは、いずれの参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、

本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

8) 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者選定後、募集要項にて公表する基本協定書（案）に基づき、町と事業者は速やかに基本協定を締結する。なお、特別目的会社（SPC）の設立は、町と契約内容の明確化の協議を実施し、基本合意書（仮契約）の締結までに設立することを要する。

(2) 事業契約の締結

町は、選定事業者と事業契約に関する協議を行い、基本合意書（仮契約）を締結する。なお、この基本合意書（仮契約）は、町議会の議決を得て本契約となる。

9) 提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本事業における公表時及びその他町が必要と認める時には、町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1) 予想されるリスクと責任分担

(1) 基本的考え方

町と事業者は、事業契約書に従い、誠意をもってそれぞれの責任を履行する。本事業においては、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、町と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。業務の遂行に伴うリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が負うものとする。

不可抗力及び法令変更等の事由によるものについてはリスクへの対応能力等の観点からリスク分担を定めることとする。

(2) 予想されるリスクの分類とその分担

予想されるリスクとその分担については、リスク分担表によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する質問・回答、意見・提案等の結果を踏まえ、募集要項等において示す。

(3) 事業者の責任の履行に関する事項

事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、契約保証金として 100 分の 10 以上を納付することとする。なお、中能登町財務規則第 145 条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが出来る。

2) 事業実施のモニタリング

(1) モニタリングの目的

町は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される要求水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

(2) モニタリングの実施時期

事業のモニタリングは、設計時、施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリング費用

町が実施するモニタリングに係る費用のうち、町に生じる費用は町の負担とし、その他費用は事業者の負担とする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、町から事業者に対して支払われるサービス購入料の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される水準を下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4. 公共施設等の種別並びに規模等に関する事項

実施方針公表時点での、公共施設等の種別及び数量等の事項については、要求水準書（案）を参照すること。

5. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1) 基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

2) 紛争の際の裁判所に関する事項

契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、町と事業者における適切なリスク分担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行うモニタリングの実施などが重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができないか、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、町は、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。町の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、町は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、町は事業契約を終了し、新たに民間事業者の選定を行う。

(2) 町の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。この場合、町は事業者が被る損害を賠償する。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

町及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する。

3) 金融機関等と中能登町との協議

事業の継続性を確保する目的で、町は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定していない。

3) その他の支援に関する事項

町は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて必要な協力を行う。

8. その他特定事業に関し必要な事項

1) 予算措置等

本事業は、事業契約内容に基づき予算措置を講じる。

2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、町ホームページにおいて行うものとする。

3) 問合せ先

中能登町 生活環境課

〒929-1692 石川県鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地

電話：0767-72-3927 FAX：0767-72-3929

メール：seikatsukankyou@town.nakanoto.ishikawa.jp

別紙-1

No	管理部署	施設名
1	総務課	あすなろ公園
2	総務課	ふるさと交流センター
3	総務課	防犯灯・道路灯
4	総務課	鹿西庁舎車庫 1
5	総務課	鹿西庁舎車庫 2
6	総務課	社会福祉センター
7	総務課	梅の里公園
8	企画情報課	能登テキスタイルラボ
9	企画情報課	能登上布会館
10	企画情報課	道の駅織姫の里なかのと
11	企画情報課	古民家みおやの里
12	企画情報課	鹿島小学校西口待合所
13	企画情報課	のと二宮駅(夢おりもの展示館)
14	企画情報課	金丸駅(待合室及びギャラリー)
15	企画情報課	ふれあいの水辺公園(不動滝)
16	企画情報課	基石ヶ峰トイレ
17	企画情報課	枳形山駐車場トイレ
18	企画情報課	良川駅(駐輪場)
19	企画情報課	能登部駅
20	住民窓口課	行政サービス庁舎
21	長寿福祉課	老人福祉センターゆうゆう
22	長寿福祉課	高齢者生きがいセンター
23	長寿福祉課	健康ハウス「憩」(生きがいセンター込)
24	長寿福祉課	ふれあい交流館「北部」
25	長寿福祉課	ふれあい交流館「喜楽館」
26	長寿福祉課	小規模多機能施設「ラポールみおや」
27	長寿福祉課	デイサービスセンター「ひまわり」
28	長寿福祉課	老人ふれあいセンター
29	長寿福祉課	高齢者グループホーム「しあわせの里」
30	長寿福祉課	在宅複合施設「ほのぼの」
31	長寿福祉課	デイサービスセンター「いこい」
32	健康保険課	たんぽぽ保育園
33	健康保険課	こすもす保育園
34	健康保険課	つくし保育園

No	管理部署	施設名
35	健康保険課	あおば保育園
36	健康保険課	さくら保育園
37	健康保険課	保健センターすくすく
38	健康保険課	とりや児童館
39	健康保険課	かしま児童館
40	健康保険課	ろくせい児童館
41	健康保険課	かしま放課後児童クラブ
42	土木建設課	旧滝尾小学校体育館
43	土木建設課	黒氏住宅
44	土木建設課	金丸住宅
45	土木建設課	末坂第2住宅
46	土木建設課	春木住宅
47	土木建設課	末坂住宅
48	土木建設課	コーポとりや
49	農林課	農村環境改善センター
50	生活環境課	春木浄水場
51	生活環境課	鳥屋南部浄化センター
52	生活環境課	鳥屋北部浄化センター
53	生活環境課	旧鳥屋西部浄化センター
54	生活環境課	久江配水池
55	生活環境課	在江浄水場
56	生活環境課	鹿島中部クリーンセンター
57	生活環境課	旧鹿島西部クリーンセンター
58	生活環境課	旧鹿島北部クリーンセンター
59	生活環境課	鹿島東部クリーンセンター
60	生活環境課	後山減圧弁室
61	生活環境課	旧鹿西東部浄化センター
62	生活環境課	鹿西中部浄化センター
63	生活環境課	旧鹿西沖馬場浄化センター
64	生活環境課	鹿西後山浄化センター
65	学校教育課	鳥屋小学校（プール込）
66	学校教育課	旧久江小学校
67	学校教育課	鹿西小学校
68	学校教育課	中能登中学校
69	学校教育課	鹿島小学校

No	管理部署	施設名
70	生涯学習課	レクトピアパーク
71	生涯学習課	古墳公園
72	生涯学習課	ふれあいゲートボール場
73	生涯学習課	旧観坊
74	生涯学習課	大宮坊
75	生涯学習課	石動山公衆トイレ
76	生涯学習課	雨宮能登王墓の館
77	生涯学習課	ふるさと創修館
78	生涯学習課	まなびや館
79	生涯学習課	ラピア鹿島
80	生涯学習課	カルチャーセンター飛翔
81	生涯学習課	鳥屋武道館
82	生涯学習課	テニスコートとりや
83	生涯学習課	北部体育センター
84	生涯学習課	中能登運動公園
85	生涯学習課	スポーツセンターろくせい
86	生涯学習課	鹿西体育館
87	生涯学習課	久江体育センター
88	生涯学習課	鳥屋体育館
89	生涯学習課	鹿島弓道場武道館
90	生涯学習課	パークゴルフ場
91	生涯学習課	中能登町野球場
92	生涯学習課	石動山公衆トイレ(ヤ9-1 旧観坊)
93	生涯学習課	アッピー広場
94	生涯学習課	旧鳥屋相撲場トイレ
95	生涯学習課	鳥屋グラウンド
96	健康保険課	とりや放課後児童クラブ
97	健康保険課	ろくせい放課後児童クラブ
98	生涯学習課	鹿島体育センター